

#37 知る権利とアクセス権

1 21条1項の文言（送り手の自由）

■ 条文が保障しているもの

結論 21条1項は、文言のうえでは、情報の送り手の自由しか書いていません。

- ・送り手：話す人・書く人・発信する人です。
- ・受け手：聞く人・読む人については、何も書いていません。

具体例 講演会で、講演者が話す自由は21条で守られています。しかし、聴衆が聞く自由や、あとで記録を読み返す自由は、文言上どこにも出てきません。

△ 注意 **知る権利**という言葉は、21条のどこにも書かれていません。

21条 | 第三章 国民の権利及び義務（10～40条）

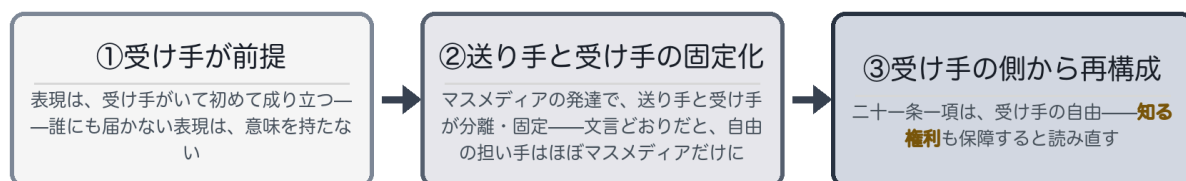
1項：集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 知る権利の理由づけ（受け手の側からの再構成）

21条1項の文言は、送り手の自由しか書いていません。

では、なぜ受け手の自由まで21条1項が保障していると読めるのでしょうか。

なぜ、受け手の側から読み直すのか



②の不都合がいちばんの理由——文言どおりに読むと、表現の自由の担い手はほぼマスメディアだけになる

■ 知る権利（通説）

結論 21条1項は、送り手の自由だけでなく、受け手の自由（知る権利）も保障していると解します（通説）。

理由 理由は2つです。

- ・受け手が前提：表現は、受け手がいて初めて成り立ちます。誰にも届かない表現行為は、表現活動としての意味を持ちません。
- ・送り手と受け手の固定化：マスメディアが発達した結果、送り手と受け手が分離し、役割が固定しました。

そこで、21条1項を受け手の側から再構成します。

■ 文言どおりに読んだときの不都合

結論 文言どおりに読むと、表現の自由を現実を持てるのは、ほぼマスメディアだけになってしまいます。

理由 社会に向けて多くの人に届く形で発信する手段は、マスメディアが握っているからです。一般の国民は情報を受け取るだけの立場になり、表現の自由から締め出されます。

△ 注意 「知る権利は21条から導かれる」という結論だけを覚えるのではありません。答案で問われるのは、2つ目の理由（担い手がマスメディアだけに限定される不都合）です。

3 判例の根拠（よど号事件とレペタ事件）

知る権利は、受け手の側から21条1項を再構成して導かれます。

では、最高裁はどのような言い方で、この考え方を認めているのでしょうか。

よど号事件とレベタ事件——知る権利の根拠

	よど号ハイジャック新聞記事抹消事件	レベタ事件
主たる根拠	十九条・二十一条 趣旨、目的から、派生原理として当然に導かれる	二十一条 趣旨、目的から、派生原理として当然に導かれる
補強	十三条 個人の尊重の趣旨に沿う	(言及なし)

- レベタ事件の判決文は、括弧の中でよど号事件の判決を自ら引用している——同じ理由づけの型を、もう一度使っている

■ よど号ハイジャック新聞記事抹消事件

結論 新聞や本を読む自由（読書の自由）は、19条・21条の趣旨、目的から、いわばその派生原理として導かれるとしました。

△ 注意 19条・21条と13条では、役割が違います（非対称）。

- 19条・21条：派生原理として導かれる根拠です。
- 13条：読む自由を認めることが、個人の尊重を定めた13条の趣旨に沿うという補強です。

19条 | 第三章 国民の権利及び義務（10～40条）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

13条 | 第三章 国民の権利及び義務（10～40条）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

■ レベタ事件

結論 情報等に接し、これを摂取する自由（知る権利）は、21条1項の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるとしました。これが、知る権利を最高裁が認めた根拠判例です。

△ 注意 「21条から当然に導かれる」と縮めません。21条が直接に知る権利を書いている、という意味ではありません。

- 自己引用：判決文は、括弧の中でよど号事件の判決を引用しています。同じ理由づけの型を使っています。
- 別の論点：レベタ事件は、法廷でメモを取る自由という論点も持っています。

【判例】レベタ事件 最高裁判所大法廷判決

知る権利の根拠 「憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。……このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである（最高裁昭和52年（オ）第927号同58年6月22日大法廷判決……参照）。」

4 知る権利の三側面

知る権利は、21条1項の派生原理として認められています。
では、知る権利はどのような性質を持つ権利なのでしょうか。

知る権利の三つの側面

側面	内容	具体例
自由権的側面	情報を 受け取る ことを、 妨げられない	外国出版の本を輸入する自由を、公権力が不当に妨げない
参政権的側面	知って、初めて 政治に有効に参加 できる	経歴・政策を知って投票する
社会権的側面	公権力に、情報公開を 積極的に要求 する	行政文書の 開示請求

■ 三つの側面

結論 知る権利は、三つの側面を持つ複合的な権利です。人権の分類（自由権・参政権・社会権）が相対的であることの代表例です。

理由 各側面の働きは、次のとおりです。

- ・ **自由権的側面**：情報を受け取ることを、国に妨げられません。
- ・ **参政権的側面**：事実や意見を知って初めて、選挙などで政治に有効に参加できます。
- ・ **社会権的側面**：国や自治体に、情報を出すよう求めます。社会権的・国務請求権的側面とも呼ばれ、人権の分類でいう**受益権**にあたります。

△ 注意 自由権的側面と社会権的側面は、向きが正反対です。

- ・ **自由権的側面**：「妨げるな」という消極的な自由です。
- ・ **社会権的側面**：「公開しろ」という積極的な請求です。

試験で問われるのは、問題文で**どの側面が問題になっているか**を見分けることです。

5 社会権的側面と抽象的権利

知る権利には、三つの側面があります。

では、三つの側面は、同じ強さで保障されるのでしょうか。

権利の強さ、三段階——知る権利ではどこか

段階	内容	知る権利では
具体的権利	それだけで裁判所を動かせる、いちばん強い段階	自由権的側面・参政権的側面
抽象的権利	具体化する法律があって、初めて 裁判規範性 を持つ	社会権的側面—— 二十五条生存権と同じ構造
プログラム規定	国の 目標 を示すだけ	（該当なし）

情報公開法・情報公開条例があって、初めて動く

■ 社会権的側面は抽象的権利

結論 社会権的側面（情報を公開しろという請求）は、抽象的権利にとどまります。具体化する法律があって初めて、裁判規範性が認められます。

理由 どの情報を、誰に対して、どんな手続で請求できるかは、憲法の条文だけでは決まらないからです。

具体例 具体化しているのは、国の**情報公開法**と、自治体の**情報公開条例**です。

△ 注意 自由権的側面と参政権的側面は、抽象的権利の話とは別です。「妨げるな」という、通常的自由権と同じ強さで保障されます。

■ 生存権との共通点

結論 知る権利の社会権的側面は、25条の生存権と同じ構造です。

理由 生存権も、生活保護法のような具体化する法律があって初めて、具体的な請求として機能します。

25条 | 第三章 国民の権利及び義務（10～40条）

1項：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2項：国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

6 図書館の2場面（購入請求と閲覧請求）

社会権的側面は、抽象的権利にとどまります。
では、公立図書館への請求は、すべて社会権的側面の問題として扱われるのでしょうか。

図書館の弁別演習——「買ってくれ」と「見せてくれ」

場面A——買ってほしい	場面B——見せてほしい
「まだ蔵書にない新刊を、 買ってほしい 」 もっぱら 社会権的側面 の問題	「既にある本を、 見せてほしい 」→理由なく拒否 知る権利に対する不当な介入＝自由権的側面に対する制約 として構成できる
結論——広い裁量 購入するかは、館長らの裁量に委ねられる	結論——厳格な審査 目的の重さと、手段の必要性を裁判所が確かめる

• 学説上の**分析の一例**——最高裁が実際にこう判断した判例ではない

■ 場面A：まだ蔵書にない本を買ってほしい

結論 もっぱら社会権的側面の問題です。購入するかどうかは、図書館長らの広い裁量に委ねられます。

理由 どの本を、いつ、いくらで買うべきかは、憲法だけでは決まらないからです。憲法上、強く保護される請求ではありません。

■ 場面B：書棚にある本を見させてほしい（理由なく拒否）

結論 自由権的側面に対する制約として扱うことができます。そのため、広い裁量では済まず、厳格な審査が必要になります。

理由 公立図書館は、一般公衆に広く図書を提供する役割を担っています。すでに蔵書にある本は、原則として自由に閲覧を求めることができます。その原則を理由も示さずに拒否することは、**知る権利に対する不当な介入**にあたります。

△ 注意 次の2点に気をつけます。

・判例ではない：場面Bの分析は、**学説上の分析の一例**です。判例の結論と混同しません。

・誰の権利か：司書が著者の本を独断で除籍・廃棄した事件で問題になったのは、**著作者**の表現の自由です。ここでの話は、**利用者の知る権利**です。

7 岐阜県青少年保護育成条例事件

自由権的側面への制約は、厳格に審査されます。
では、自由権的側面への制約は、必ず違憲になるのでしょうか。

■ 有害図書の自動販売機への収納禁止

事案 有害図書に指定された雑誌や本を、自動販売機に収納することを禁じる条例の合憲性が争われました。

結論 21条1項に違反しないとしました。

- ・青少年に対する関係：違反しません。
- ・成人に対する関係：有害図書の流通を幾分制約することにはなるものの、違反しません。

理由 青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う、必要やむをえない制約だからです。

△ 注意 成人にとっても、この規制は知る権利（自由権的側面）への制約です。

・当然に違憲ではない：厳しく審査することと、結論として違憲になることは別の話です。

・理由の出どころ：「成人には図書を入手する方法が残っている」という理由づけは、伊藤正己裁判官の**補足意見**です。**法廷意見**（裁判官全員一致）が挙げた理由は、有害環境の浄化という目的の正当性です。

「有害図書の自動販売機への収納の禁止は、青少年に対する関係において、憲法21条1項に違反しないことはもとより、成人に対する関係においても、有害図書の流通を幾分制約することにはなるものの、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約であるから、憲法21条1項に違反するものではない。」

8 アクセス権（知る権利との向きの違い）

知る権利は、情報を受け取る側の権利です。

では、受け手の側から発信の場を求めることは、権利として認められるのでしょうか。

知る権利とアクセス権——向きの対比

知る権利	アクセス権
公権力・情報の担い手 → 国民 情報を 受け取る 権利	国民 → マスメディア（私人） 発信の 場を求める 権利

- ・知る権利——固定化された受け手として、**せめて情報だけは受け取らせる**
- ・アクセス権——固定化された受け手のままで終わらず、**自分も発信させる**

同じ現実（送り手と受け手の分離・固定化）への、二つの違う応答

■ アクセス権

定義 アクセス権（反論権）とは、一般国民がマスメディアに対して、自分の意見を発表する場の提供を求める権利です。

具体例 視聴者が放送局に、「その番組で、私の意見も流してほしい」と求める場合です。

△ 注意 知る権利とは向きが逆です。

- ・知る権利：公権力や情報を持つ側から、情報を**受け取る**権利です。
- ・アクセス権：私人であるマスメディアに向けて、**発信する場**を求める権利です。

■ 情報公開の請求との区別

結論 請求の相手が違います。

- ・社会権的側面（情報公開の請求）：公権力に向けた請求です。
- ・アクセス権：私人であるマスメディアに向けた請求です。

理由 知る権利もアクセス権も、送り手と受け手の分離・固定化という同じ現実から生まれた、違う応答です。

9 サンケイ新聞事件（反論文掲載請求）

アクセス権は、私人であるマスメディアに発信の場を求める権利です。

では、アクセス権は、裁判で認められたのでしょうか。

サンケイ新聞事件——事案と当事者

当事者	立場・行動
A＝自由民主党	Bを批判する意見広告 を、新聞に掲載
B＝日本共産党	同じスペースの、 無料の反論文掲載 を求めて、Cを提訴
C＝産業経済新聞社	意見広告を掲載した新聞社—— 反論文の掲載は拒否／訴えられた側

- ・ 訴訟の当事者は、**BとC**だけ——Aは広告を出した側で、当事者ではない
- ・ 掲載を強制されると、批判的記事の掲載をためらわせる（**萎縮効果**）——だから、具体的な成文法がない限り、反論権はたやすく認められない

■ 反論文掲載請求

事案 新聞に、自由民主党が日本共産党を批判する意見広告を掲載しました。日本共産党が、新聞社に対して、無料・無修正の反論文の掲載を求めました。

結論 具体的な成文法がないのに、反論文掲載請求権をたやすく認めることはできないとしました。

理由 反論文の掲載を強制されると、新聞社は次の負担を強いられます。

- ・ **掲載の強制**：載せたくない文章の掲載を強制されます。
- ・ **紙面の負担**：本来は他に利用できたはずの紙面を割かなければなりません。

これらの負担が、公的事項に関する批判的記事の掲載を**ちゅうちよ**させ、表現の自由を**間接的に侵す危険**につながります（**萎縮効果**）。

△ 注意 次の3点に気をつけます。

- ・ **訴訟の相手**：訴えられたのは、広告を掲載した**新聞社**です。自由民主党は当事者ではありません。
- ・ **判決が閉じた範囲**：成文法なしに一般制度として反論権を認めることだけです。記事が**不法行為**になる場合の救済は「**別論**」として、この判断と切り離しています。
- ・ **立法の現状**：アクセス権を正面から認める法律は、現在も作られていません。

【判例】 反論文掲載請求事件（サンケイ新聞事件） 最高裁判所第二小法廷判決

「その掲載を強制されることになり、また、そのために本来ならば他に利用できたはずの紙面を割かなければならなくなる等の負担を強いられる……これらの負担が、批判的記事、ことに公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちよさせ、憲法の保障する表現の自由を**間接的に侵す危険**につながるおそれも多分に存する。」「**不法行為が成立する場合……は別論として、……具体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい……反論文掲載請求権をたやすく認めることはできない。**」

■ 放送法の訂正放送

定義 訂正放送とは、**真実でない放送で権利を侵害された本人などが、放送から3か月以内に請求すると、放送局が調べたうえで訂正または取消しの放送をする制度**です。

△ 注意 訂正放送は、反論権とは**別物**です。判決も、要件も内容も著しく異なり、反論権を根拠づけるものではないと述べています。